

福岡市障がい児療育のあり方検討委員会 議事録

日 時：令和2年2月17日（月） 10：00～12：05
 会 場：福岡市立心身障がい福祉センター7階 中研修室
 出席委員：松崎委員，徳永委員，宮崎委員，榎下委員，相部委員，
 高井委員，緒方委員，藤林委員
 事務局：こども発達支援課 課長，係長，係員
 傍 聴 人：なし

<議 事>

(10：00) 【事務連絡】 事務局 【会議の公開】 座長 【傍聴者の確認】 座長，事務局 【資料確認】 事務局 【スケジュール説明】 事務局	・挨拶 ・出欠確認 ・全会一致により，率直な意見交換が不当に損なわれる恐れはないと判断し，公開することを決定 ・傍聴希望者は居ないことを確認 ・資料確認 ・スケジュール確認
(10：06) 【資料説明】 事務局 (10：25) 【意見交換】 委員 座長 委員 座長 委員 委員	・資料の内容説明 ・新しい療育センターのテーマは何になるのか，1番コンパクトにまとまっているのが，概要版1枚目の右下の四角囲みの部分，「具体的方策」かと思う。これまでの相談・診断・療育機能に加え，訪問支援，施設支援，家族支援を行うというのがキーワードとなっている。概要版2枚目に「施設機能」が記載されているが，1枚目の「具体的方策」に記載されているキーワードと対応させたほうがわかりやすく，テーマが伝わりやすいのではないかと。 ・基本構想（案）11ページのⅢ「目指すべき方向性」の1「基本的な考え方」や2「具体的方策」の部分にも関係する。新しい療育センターを設置する必要性や意義がもっと明確になる。 ・基本構想（案）より，概要版の「具体的方策」の方がわかりやすい。文章の区切り方が少し違う。 ・「具体的方策」にあるキーワードで言うと，「相談・診断，療育までを一体的に行う」，「保育所・幼稚園に通う障がい児への支援」，「外出が困難な障がい児への訪問支援」，「研修などの施設支援」，これらが「施設の機能」に出てくるとわかりやすい。 ・その枠で整理すると良い。 ・「具体的方策」にあるキーワードと「施設の機能」のタイトルを対応させると良い。キーワードの1つである「研修などの施設支援」について，基本構想（案）14ページの（6）「その他」に入っている。

座長	・「施設の機能」では、新しい療育センターの特徴が明確に出るような項目立てをしたほうが良い。その為には、「具体的方策」にあるキーワードと対応させたほうがわかりやすいという意見。
委員	・新しい療育センターの特色は、「保育所・幼稚園に通う障がい児への支援」、「外出が困難な障がい児への訪問支援」、「研修などの施設支援」であると理解している。
委員	・保育所・幼稚園に通っている、知的な遅れのない発達障がいのお子さんが非常に多くなっているという大きな課題がある。新しい療育センターの設置により、地域の保育所・幼稚園に通っている障がい児への支援にもっと力を入れるという方向性だが、障がい児の通う保育所・幼稚園に対する支援を「施設支援」と表現している一方、全市的な療育水準の向上に向けた研修についても「施設支援」と表現していてわかりにくい。整理が必要。 ・基本構想（案）13ページの（3）「保育所・幼稚園に通う障がい児への支援」について、既存の事業を中心に書かれている。積極的に支援していくことがわかるような表現があると良い。
座長	・施設支援を項目の1つとして柱立てしたほうが良いか。その中に保育所・幼稚園への支援や他の施設への支援を入れる。
委員	・国が出している児童発達支援ガイドラインにある柱は、「本人支援」、「移行支援」、「家族支援」、「地域支援」となっている。この「移行支援」と「地域支援」が一緒になったようなものが、この基本構想（案）で「施設支援」と表現されているようで、意味が曖昧である。
座長	・児童発達支援ガイドラインの柱に沿った項目にしたほうが良いか。児童発達支援ガイドラインに沿った柱のみでは、療育センターとしては足りないように感じるが。
委員	・基本構想（案）13ページの（3）「保育所・幼稚園に通う障がい児への支援」は個別支援なのか。そして、14ページの（6）「その他」が個別でなくてももっと幅広い、保育所・幼稚園に対する研修、各事業所に対する研修、地域に対する研修、保健福祉センターや教育関係に対する研修なのか。これがわかりにくく、「施設支援」が何を指しているかわからない。まだ整理が必要。
委員	・基本構想（案）13ページ（3）の④「障がい児保育訪問支援」や⑤「私立幼稚園障がい児支援」に、「施設支援を行う」とある。
事務局	・前回の委員会で、それぞれの事業の違いがわかりにくいとの意見があったため、障がい児に対する「直接支援」なのか、施設職員に対する「施設支援」なのかそれぞれ記載はしている。
事務局	・（3）「保育所・幼稚園に通う障がい児への支援」は、保育所・幼稚園に関連する支援をまとめたもの。直接支援と施設支援の両方入っている。
座長	・基本構想（案）の14ページの（6）「その他」について、「その他」ではなく、他の事業所や関係機関などに対する、療育の質を上げるための支援という趣旨のタイトルに変更するのはどうか。そうすると1つの柱としてちゃんと見える。「その他」では力を入れていないように感じてしまう。
委員	・現在、（3）が保育所・幼稚園、（6）が保育所・幼稚園以外と、施設タイプによって分けている。そうすると、直接支援と研修などの施設支援が両方入るのでわかりにくくなってしまいうように感じる。これも系統的ではあるが、支援タイプによって分けるのとどちらがわかりやすいか。
座長	・保育所・幼稚園では、障がいがあると認知されているお子さんだけでなく、「気になる」お子さんについて、早期に発見し適切な支援につなげることが重要である。そのためには、障がいのあるお子さんが通っている園だけではなく、現在は通っていない園に対しても支援して、「気になる」お子さんを見つけることができる保育士・幼稚園教諭を増やしていく必要がある。そういった支援の部分も含めて、（6）は「その他」として幅広くしているのか。
事務局	・（3）の④「障がい児保育訪問支援」について、これは障がい児保育制度を利用しているお子さんが通う保育所以外も対象としている。障がいがあると認知されていない「気になる」お子さんの園についても、園の方からの依頼を受けて、相当程度この事業の中で訪問支援している。⑤「私立幼稚園障がい

	児支援」についても同様。
委員	・(3)「保育所・幼稚園に通う障がい児への支援」の前段について、「以下の事業の一層の推進に取り組む」とあり、①から⑤の事業が挙げられている。次年度以降の基本計画での宿題になると思うが、これらの既存の事業とは異なるアプローチでの支援が、より現在のニーズに合うということがあるかもしれない。そういった検討も必要で、この5つの事業の推進だけで良いと誤解されない表現にしたほうが良い。
委員	・(6)「その他」にある、「保育所・幼稚園以外にも療育に関わる施設・事業所」とは具体的にどこか。
事務局	・民間の児童発達支援センターや事業所、放課後等デイサービス、学校など。
委員	・障がい児等療育支援は、保育所・幼稚園以外のそういった施設・事業所も対象なのか。
事務局	・対象である。障がい児の通う様々な施設にアウトリーチで助言指導している。
委員	・その保育所・幼稚園以外の部分が(6)に入っているというイメージか。
事務局	・そうである。
委員	・求められているニーズであるのだろうが、就学後の放課後等デイサービスの研修まで行うとなると、範囲が広くなり過ぎないか。
事務局	・多くはないが、現在も放課後等デイサービスを対象とした研修の実績はある。
座長	・そこまで療育センターで行うというのは、お子さんにとっては良いこと。
事務局	・ただし、主となる支援先はやはり保育所・幼稚園、民間の児童発達支援センター・事業所である。
座長	・(6)「その他」のタイトルとして、そういった保育所・幼稚園以外へのアウトリーチのことをまとめた良いタイトルはないか。
事務局	・(6)には、保育所・幼稚園以外へのアウトリーチ型の支援だけでなく、利用調整事務や就学相談用の資料作成などのいわゆる公的機関補助業務もまとめているため、「その他」としている。
座長	・そうであればやはり、今の(6)を分解して(6)と(7)に分け、新しい(6)に施設支援の部分を柱立てして、重要な事業であることがわかる形にして、(7)に公的補助業務などのその他の部分を入れる形にしたほうが良いか。
委員	・そうになると、基本構想(案)11ページの2「具体的方策」の前段と概要版1枚目の右下「具体的方策」について、基本構想(案)12ページから14ページの「施設の機能」の項目と同じ順番で記載したほうがわかりやすい。「具体的方策」の施設支援の部分と家族支援の部分の順番を入れ替えると良い。
委員	・施設支援を項目として独立させるとすると、現在の(3)「保育所・幼稚園に通う障がい児への支援」に記載されている施設支援をどちらに置くのか。両案あり得る。
委員	・後の項目には再掲として、両方に置くのも1つのやり方。
座長	・先程意見のあった、既存事業とは異なるアプローチでの支援の可能性を踏まえた記載については、(3)「保育所・幼稚園に通う障がい児への支援」と新しい(6)「施設支援」のどちらに記載するほうが良いか。
委員	・施設支援は色々な側面を持っており、支援の仕方も時代と共に変わってきている。また、これからも変わっていくものであるため、現在実施している事業だけでなく、新たなことにも取り組んでいく、そういったことがわかるような記載にしたほうが良い。新しい療育センターを整備するというのは、新たな取組みを検討する良い機会である。
座長	・例えば、(3)は保育所・幼稚園に対するものとして今ニーズが高まっている部分なので、一層推進するとしてこのまま項目立てして、新しい(6)を障がい児支援に関わる施設に対する支援としてまとめる形が良いか。先程、障がいと認知されていないお子さんに関して意見があったが。
委員	・(3)「保育所・幼稚園に通う障がい児への支援」について、「障がい児の通う園」と記載されている。診断されていないお子さんも取りこぼさないようにするための施設支援も必要。
委員	・「障がいの可能性のある幼児」とか広げておいたら良いのでは。

座長	・「障がい児」となっているが、実質的にはまだ障がいと認知されていない、気になるお子さんへも支援を行っている」と事務局から説明があったが、事業名として「障がい児」と入っている部分は変えられない。
委員	・児童発達支援ガイドラインでは、地域支援という言葉を使っている。新しい（６）は地域支援という項目立てで良いのでは。
座長	・確かに施設に対する支援だけではない。新しい（６）を「地域支援」として、施設支援や関係機関との連携を記載する形が良いか。
事務局	・確認だが、療育センターに相談があって診断を受けて支援につながるという流れがあるが、乳幼児健診でも引っかからないような、でも支援が必要なお子さんが地域に居るから、そういったお子さんにも手が届くように、療育センターから何らかの支援をするというイメージか。
座長	・直接的なお子さんへの支援というよりは、保育士や幼稚園教諭の見る目を育てるなどの間接的な支援を広げるイメージ。
委員	・現在、他の事業所や放課後等デイサービス対して、研修とかコーチングのような支援を療育センターで行っているのか。
委員	・放課後等デイサービスの職員を対象とした研修を４、５年前から行っている。現在、放課後等デイサービスは市内に１９０以上あるが、経験のない職員が多く、入れ替わりも早いようで、研修への応募は相当多い。
座長	・相談を受ける中で、放課後等デイサービスの質と言うか、すごく良いと思う事業所とそうでない事業所とある。保護者にとってはすごくありがたい事業だとは思っているので、質を向上させる支援があるとお子さんのためになる。
委員	・あゆみ学園でも、肢体不自由児への支援、姿勢や食事、遊び方などの公開講座を行っており、４年目になるが、参加者の半数以上は放課後等デイサービスの職員となっている。
座長	・放課後等デイサービスに、かなりの頻度通っているお子さんもいる。
委員	・２、３事業所と契約して、長期休みや土日通っているお子さんもいる。
委員	・児童家庭支援センターは重要な社会資源になっているが、発達障がいがあるであろう小学生の相談があった時など、もっと低い年齢で、関係機関との連携が上手くとれて支援することができていれば、二次障がいもひどくならなかったのではと感ずることもあるのでは。
座長	・児童家庭支援センターに来る時には、既に不登校だったり色々な二次障がいが強くなっていて、発達障がいがあるようなお子さんは居る。
委員	・いよいようまくいかなかったら一時保護所に来るが、１つの要因は単なる二次障がいだけではなくて、家族支援が無いということもある。保護者がお子さんに適切な対応をすることができないでうまくいかなっている。そうやっていよいよ一時保護になる場合で、過去に療育センターに通っていたお子さんはほほいないように思う。
座長	・幼児期に支援が入っている家庭は、保護者の心構えもできていて、仲間も居て、生活のリズムが整っている。これは、療育センターを中心とした福岡市の障がい児療育が進んでいる成果だと思う。支援に乗れていない家庭が孤立化している。
委員	・今の話は、療育センターの機能を考える上で重要なポイントである。家族支援として、基本構想（案）には「保護者向け学習会」や「サポートファイル作成」、「日中一時支援」の項目があるが、もう少し積極的な家族支援のモデルを療育センターとして作っていくということも必要ではないか。それこそ、家庭に出向いて支援する、アウトリーチ型の家族支援があると難しい家庭にも入っていける。基本構想の段階で書くのは難しいかもしれないが。
座長	・基本構想の項目としては無いが、区役所や保健福祉センターが総合的な相談機能を持っていくとすると、療育センターはそこと連携して、身体的虐待やネグレクトの要素が感じられる家庭への支援体制を強化するというのも、地域支援の一部と考えられる。療育センターが中心となっていくかは別として、区や要保護児童対策地域協議会と連携しての家族支援や地域支援は大事なことである。そういった、療育センターは地域と繋がっていくという部分は、基本構想にも是非入れたい。

委員	基本構想（案）14 ページの（５）「家族支援」の前段にある、「トータルな支援を強化するため、各関係者をつなぐ継続的、総合的な相談機能と併せて」というところに、そういう意味が込められているのでは。
委員	文言として、「関係者」ではなくて「関係機関」としたほうが良い。
座長	（５）「家族支援」に新しく④で「地域や関係機関との連携」というような項目を立てる手もある。
委員	地域に開かれた形が明確になって良さそうだ。
座長	項目を立てるなら、前段に書いているような内容になるだろう。具体的には書きにくい。
委員	「家族支援として関係機関と連携していく」というようなことは記載してもらいたい。
委員	実際、保健福祉センターに連絡することはある。
委員	地域保健福祉課によく電話している。
座長	実態としてそうであろう。そこが文章で出てくれば良い。
委員	療育以前の家庭の問題があったり、保護者自身が精神疾患を持たれていて支援が必要な場合などもある。
委員	基本構想（案）15 ページの表２「施設概要」について、新しい療育センターに診療所機能を持たせるのであれば、「診察室」が必要なのではないか。「医務室」の記載はあるが、診療所であることがわからない。
座長	診察室と医務室の違いは。
委員	医務室は学校にあるもののイメージ。
委員	医務室は通園施設にもある。
委員	診療所として届けを出す時に「診察室」が必要なのでは。
委員	そのはず。
事務局	診療所であることの記載ということであれば、５ページの（２）①「療育センター等とは」で「医療法に規定する診療所機能と…有し」と定義付けしている。
事務局	療育センターでは、医務室は診察室と同じ部屋を指している。児童発達支援センターとしての事業所指定上は医務室と表記し、診療所としての届出上は診察室と表記している。
委員	基本構想（案）11 ページの１や概要版１枚目の右下の「基本的な考え方」にある「障がい児の保護者の負担軽減などの家族支援」という部分。「負担軽減」という言葉は、経済的な支援などの物理的な支援をするようなイメージを与える。
委員	ここの「負担軽減などの家族支援」というのは、エンパワメントの意味合いであろう。
座長	12 ページの（２）①「肢体不自由児」について、肢体不自由児クラスの親子通園・単独通園の検討の理由に「就学に向けた子どもの自立促進」ということを追記したことにも関係する。
委員	その言葉は良い。負担軽減というと物理的なもののイメージが強くなるのが気になるところ。無くても良いのでは。「障がい児や保護者の家族支援」では通らないか。詳細は 14 ページの（５）「家族支援」で説明している。
座長	14 ページの（５）「家族支援」の前段、「障がい児の家族を含めたトータルな支援」というのは良い表現。
委員	その１行目の「発達の各段階に応じて障がい児の育ちや暮らしを安定させること」というのも大切なところ。
委員	負担軽減は外しても良いかもしれない。肢体不自由４歳児の単独通園化など物理的な負担軽減も書いてはいるが。
事務局	医療的ケア児の預かり先が無いので、日中一時支援をしっかりとやるというのも。施策として、物理的な負担軽減も相当程度ある。
緒方委員	「施設の機能」のところで、それぞれの説明の中に「負担軽減」とあるのは良いと思うが、「目指すべき方向性」の「基本的な考え方」や「具体的方策」に「負担軽減」という言葉はあまり使いたくない。日中一時支援も、よりポジティブに子育てしていくための家族支援と考えたい。

委員	・(5)「家族支援」の前段に記載の「障がい児の育ちや暮らしを安定させる」という部分。家族支援で目指すところはここ。「障がい児の育ちや暮らしを安定させる家族支援を充実する」という表現はどうか。
座長 委員	・その表現に置き換える。 ・基本構想(案)11ページの1や概要版1枚目の右下の「基本的な考え方」について、「相談を受けてから診断までの期間を短縮する」とある。受診待ちの期間が長期化していることが課題となっているが、診断で終わりではなく、支援につなげることが必要である。「相談を受けてから支援までの期間を短縮する」のほうがいいのでは。
座長 委員	・「支援」としたほうがより包括した形にはなる。 ・療育センターは、相談・診断の部分が他の通園施設と大きく異なるところ。「支援」とするとその主な機能がぼやけてしまいそうな気はする。ただ、「診断」という今の表記は、一般の人が読むと“診断を受けないと支援が受けられないのでは”という誤解を与えてしまいそうである。「診察」ではダメか。
委員	・病名が付かなくても、診断と言うか、発達特性の見立てを行い支援計画を立てていく。
委員	・「相談を受けてから診断・支援までの時間を短縮する」というように、両方含めた形は。
委員 座長 委員	・それも一案。 ・長期化していることに対する具体的な解決策はどんなことが考えられるのか。 ・相談から診断までの待っている期間に、医師ではないが、ヒアリング等をして不安感を軽減するなど検討してはいるが、「診断」までを短縮する根本的な解決にはなっていない。また、「診断」までを短縮できたとして、その次の「支援」の受け皿がないと結局行き詰まる。トータルとして、相談・診断機能、通園機能を有した、既存の療育センター並みの施設が必要である。
事務局	・議論の前提として、南部地域の環境整備ということで、相談・診断機能が足りていないという課題から考えているため、そこをフォーカスした書き方にしている。
委員	・「診断・支援」と並べる手はあるかもしれないが、課題との対応や目指すものが少しぼやけてしまう気がする。
委員 委員 座長	・「相談から診断」が一番ストレートな表現ではある。 ・そう思う。 ・通常の児童発達支援センターと違い、療育センターが増えるということは、相談・診断機能ができるという大きな意味がある。このままの記載に。
座長	・基本構想(案)14ページの図7と概要版2枚目の左側の図「就学前の障がい児支援のイメージ」について、障がいの程度と療育センターで行う事業との対応を表した図ということで良いか。
事務局 委員	・そうである。 ・通園できない、居宅に訪問支援している重度のお子さんの部分、障がいの程度と支援はちゃんと対応しているか。
座長 委員 事務局	・重度のお子さんで、療育センターに通っているお子さんも居る。 ・児童発達支援では、中等度のお子さんだけ対象としているように見える。 ・この図で表している「重度」は、外出できないお子さん。外出できる、通園できるお子さんは、児童発達支援も保育所・幼稚園も対象となる。何をもって重度と言うかについては細かく表記していない。
委員	・外出が困難なお子さんというのは、外出困難イコール重度とは限らないが、光線過敏なども含まれるのか。
事務局	・例えば図の1番上に記載している「居宅訪問型児童発達支援」の対象としては光線過敏も含まれると思う。
委員	・障がいの程度は無くても良いのではないか。ニーズに応じて適切なサービスを提供していくという流れがある。
事務局	・この図では、障がいの程度に応じて、支援メニューをしっかりと提供するということを表現したい。
委員	・実際に外出困難なお子さんというのは、障がいの程度というより、在宅酸素

委員 委員 委員 委員 座長 事務局 委員 委員 委員 座長	が家に付いてるなど医学的に重度な場合とか光線過敏とか。 ・免疫不全も。 ・最重度と言える。人数的には多くないのか。 ・増えてはきているが相談全体の中では多くはない。 ・「外出が困難な在宅児」への支援を記載している四角が、「児童発達支援」と同じサイズ。最重度で数も多くないのなら、小さくして左側につめたら良いのでは。 ・視覚的なイメージの問題。そうすると児童発達支援センターの四角も左に大きくして、重度のお子さんを受け入れているというように。 ・工夫する。 ・南部地域に新しい療育センターができるとなれば、大変喜ばしい。重要な施設であるため期待も大きいですが、あまり機能を詰め込み過ぎると職員が疲弊し本来の施設能力も発揮できない。来年度以降、機能など詳細を検討するにあたっては、業務量が職員配置や施設規模と見合ったものとなるよう配慮されたい。市立施設で職員を1名増やすには大変な労力があるが、その点は所管課に期待したい。 ・この議論はとても貴重なものであった。委員会の中で出た大事な要素が、この基本構想を読んで伝わるように落とし込めるか、事務局の工夫に期待する。 ・この委員会は終了するが、本日まで色々と意見交換する中で、南部地域に療育センターを設置するということとは別に、福岡市全体の療育の仕組みも含めて再考すべきだと感じるものもあった。そういう場を設けることも検討を。 ・本日は具体的な文言の整理も意見としてあった。基本構想と概要版について事務局のほうでまとめてもらう。当委員会では、整理した課題から、特に福岡市の南部地域の療育環境整備、新しい療育センターの設置についてまとめたが、意見にもあったように、これで全ての課題が解決することにはもちろんならないため、福岡市の療育のあり方について検討を続けてもらいたい。
(12:05) 事務局	・挨拶